

伯耆町有線テレビジョン放送施設スタジオ収録設備更新工事 プロポーザル実施要領

1. 目的

「スタジオ収録設備更新工事」は、既存の備品更新のみではなく、ケーブルテレビ放送を効率的かつ安定的に行う必要があり、価格だけではなく複合的に考慮すべき内容であることから、入札に適さないと判断する。このため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、放送業務に関わる特殊業務に精通していること、他ケーブルテレビ事業者への導入実績等を条件とし、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する。

2. 工事の概要

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 工 事 名 | 伯耆町有線テレビジョン放送施設スタジオ収録設備更新工事 |
| (2) 施 工 内 容 | 放送設備一式の更新（導入） |
| (3) 工 期 | 契約日の翌日から令和 9 年 2 月 2 8 日まで |
| (4) 場 所 | 伯耆町有線テレビジョンセンター（伯耆町字代 8 9 1 番地） |
| (5) 提案上限額 | 4 6, 3 0 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む） |
- ※本金額はプロポーザルのために設定した提案上限額であり、予定価格や契約金額を示すものではない。

3. 受託候補者の選定基準及び契約方法

プロポーザル参加者から提案を受け、別紙の評価基準に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者を受託候補者とする。

なお、提案書の審査に関する必要な事項は、伯耆町役場企画課（以下「企画課」という。）においてこれを定める。

契約に関しては、提案内容と本町の意向について協議調整を行ったうえ、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 伯耆町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱及び鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止がなされていないこと。
- (3) 伯耆町暴力団排除条例（平成 2 5 年伯耆町条例第 3 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員又は第 3 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 他のケーブルテレビ局等で放送送出設備を納入したことのある者であること。
- (5) 入札参加資格審査申請書を伯耆町に提出し、「電気通信工事」または「電気通信機器類」について入札参加資格者名簿に登録された者であること。

5. 提案書の提出方法等

(1) 提出期限

提案参加申込書（様式1号） 令和8年8月10日（月）17:00まで
見積書及び提案書 令和8年8月18日（火）17:00まで
※郵送の場合も上記までに必着とする。

(2) 提出書類

① 提案参加申込書（様式1号）

② 見積書

※各社の内容を比較するため、内訳と共に税込み価格で記載すること。
（消費税率10%）

※仕様書に基づいた設備一式（ハードウェア、ソフトウェア、操作支援、その他機能要件を満たすうえで必要なものの品名、型番、数量、金額等の明細書を作成）

③ 提案書

ア. プレゼンテーション時に使用する資料と同様とする。

イ. 原則A4サイズとし、A3サイズの折り込みも可とする。

ウ. 提案書は簡易ファイル等にファイリングすること。

エ. 本事業の目的に沿った利便性、安全性を考慮したシステム提案であること。

オ. スケジュール表は、機器設置だけではなく、導入に係る打合せ、操作研修等、も明記すること。

カ. 提案書の様式等は任意とするが、各社内容を比較するため下記の順序で記載すること。

a. 会社概要

- ・導入実績（具体的な実績数を記載すること。）
- ・会社における資格の取得

b. 提案趣旨

- ・設備更新の基本要件と付加機能について

c. 提案範囲

- ・設備構成図
- ・導入スケジュール

d. 設備更新の基本方針

- ・設備概要（操作性）
- ・設備構築体制
- ・設備の拡張性

e. 保守・運用支援

- ・各種設備導入後の保守内容・保守体制・費用について

※保守・運用支援に係る費用については、本プロポーザルの見積書には含まない。

(3) 提出部数

①・②：各1部、③：10部

(4) 提出先

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町役場 企画課

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、到着確認のため事前の連絡を行うこと。）
参加申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。

6. 提案に関する質疑および設備見学

(1) 質問受付期間

令和8年8月10日（月）正午まで

(2) 質問方法

様式2号により下記問合せ先へメール又はFAXにより提出すること。（電話での受付はしない。）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答を、参加する全事業者にメール又はFAXにて回答する。

(4) 設備見学

施設の見学を希望する者は下記のとおり申込みこと。

ア. 申込期限：令和8年8月10日（月）15時

イ. 日程調整：本町担当者とメールまたは電話で希望日時を調整すること。

ウ. 注意事項：

Ⅰ 見学者の上限は2名までとする。

Ⅱ 見学時間に係る時間はおおむね60分以内とする。

Ⅲ 見学時の質問は現状機材の性能、オペレーション等の事実確認のみとする。

Ⅳ 見学時の質問は、内容により全社に公表する場合がある。

7. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

プロポーザル参加者から提案を受け、「伯耆町有線テレビジョン放送施設スタジオ収録設備更新工事受託者選定委員会」において、各種提出書類の調査とプレゼンテーションを通じて総合評価を行い、受託候補者として選定する。なお、受託候補者以外の者についても順位付けを行う。

(2) 審査方法

ア. 審査

設備更新費が提案上限金額の範囲内であり、かつ、提案書等の評価による「技術点」の得点が7割以上の者のうち、「技術点」と「経費総額」の価格を評価した「価格点」の合計得点が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、技術点と価格点の評価内容は以下のとおりとする。

技術点：提案書、プレゼンテーション

価格点：導入費

イ．評価基準

別紙「評価基準」のとおり

ウ．プレゼンテーション日時（予定）

令和８年８月２５日（火）

- ・各事業者の具体的な提案の日時等については、プロポーザルに参加する事業者数が確定した後に決定し、参加する全事業者にメールにて通知する。なお、実施の順番については本町が決定する。
- ・プレゼンテーション参加等の当該提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。

８．選定結果

選定結果については、速やかに全参加事業者に文書にて通知する。なお、結果に関する異議は受け付けない。

９．契約の締結

受託候補者と協議を行い、契約を締結する（この協議においては、導入に際して本町が変更すべき事項として判断した項目や、変更に伴う費用等についての協議も含む。）。

ただし、協議が不調の場合は、順位付けした上位の者から順に契約締結のための協議を行う。

１０．問い合わせ先

〒６８９－４１３３

鳥取県西伯郡伯耆町吉長３７番地３

伯耆町役場 企画課 町づくり推進室

電 話：０８５９－６８－３１１３

FAX：０８５９－６８－３８６６

メール：machidukuri@houki-town.jp